

日本医療福祉情報行動科学会 会則

制定 平成 31 年 3 月 1 日

第 1 章 総則

第 1 条(名称)

本会は、日本医療福祉情報行動科学会 (Japanese Society of Information and Behavioral Science for Health and Welfare) と称する。

第 2 章 目的及び事業

第 2 条(目的)

本会の目的は、会員への情報提供と相互交流を促すことにより、最先端の IT を統合し、独創的で斬新なビジネスモデルに基づいた基礎的・臨床的研究を推進し、医療福祉の高度学際化と人間社会の幸福に寄与することである。

第 3 条(事業)

本会の目的を達成するために、次の事業を行なう。

- (1) 学術集会の開催
- (2) 各種講習会の開催
- (3) 会員の研究に資する情報の収集と紹介
- (4) 学術情報誌「医療福祉情報行動科学研究」の発刊
- (5) その他本会の目的に資する事業

第 3 章 組織

第 4 条(役員)

本会を管理・運営するために、次の役員を置く。

- (1) 会長 1 名
- (2) 事務局長 1 名
- (4) 理事 4 名以上 6 名以下
- (5) 監事 1 名

第 5 条(任務)

- (1) 会長は、本会の適正な管理・運営を図るため理事を委嘱する。
- (2) 会長は、理事会の意向に基づいて、組織委員会を設け学術集会の開催を委託することができる。
- (3) 会長は、理事会の意向を受けて、次期会長を任命する。
- (4) 会長は、会務の処理に当たる事務局長を任命する。
- (5) 会長は、毎年会計報告書を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を得なければならない。
- (6) 理事会の過半数の同意が得られるならば、会長を罷免し新会長を選任できる。

第6条〈会則の改定〉

会長は、理事会の過半数の同意が得られるならば会則を改正することができる。

第7条〈任期〉

- (1) 会長の任期は、1期2年間とし、再任は妨げない。
- (2) 理事の任期は、1期2年間とし、再任は妨げない。

第4章 会員

第8条〈会員〉

本会の会員は、奈良学園大学保健医療学部の専任・および非常勤教員とする。

第9条〈権利〉

会員は、本会の運営に関するすべての情報を受けることができる。また、本会の企画する事業に参加することができる。

第10条〈資格の喪失〉

会員は次の事由によってその資格を喪失する。

- (1) 本学を退職したとき
- (2) 除名されたとき

第11条〈除名〉

会員が本会の名誉を著しく傷つける、または、本会の目的に違反する行為があったときは、理事の承認を得て、会長は除名することができる。

第5章 収入

第14条〈運営費〉

本会の運営費は、次の収入から賄う。

- (1) 投稿費用
- (2) 寄付金 関連諸団体からの寄付
- (3) 学術集会参加費
- (4) 研究会機関誌「医療福祉情報行動科学研究」の売上
- (5) その他 事業による収入

第15条〈会計年度〉

学会の会計年度は毎年2月1日より翌年1月31日までとする。

〈付則〉本会の事務局は、下記に置く。

〒631-8524 奈良県奈良市中登美ヶ丘3丁目15-1
奈良学園大学

保健医療学部リハビリテーション学科(会長:辻下守弘)

Tel.0742-95-9800 Fax.0742-95-9850

補足説明:本会の活動状況は、できる限り多くの関連雑誌に随時掲載するとともに、インターネット上のホームページに掲載し、多くの人々に公開する